

新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第6号

新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 内部部局及び機関の項職の欄中「新潟駅周辺整備事務所の所長」及び「東京事務所の副所長」を削り、「新潟市美術館の館長」の次に「明生園の園長」を、「農業活性化研究センターの所長」の次に「新潟駅周辺整備事務所の所長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。